夏季誘客用パンフレット制作委託業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

１　契約に付する事項

⑴　業務名

夏季誘客用パンフレット制作委託業務

⑵　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

⑶　業務概要

別紙「夏季誘客用パンフレット制作委託業務に係る仕様書」のとおり

⑷　限度額

６，８０９，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者であること。

⑵　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和２年大分県告示第 326 号）を有する者、または、同等の資質を有する者。

⑶　本業務を受託できる財政的健全性を有していること。

⑷　本業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。

⑸　本県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。

⑹　宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑺　特定の公職者（その候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

⑻　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑼　本業務の実施に当たり、専任の担当者を配置し、本県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

３　提出書類等

⑴　企画提案競技への参加申請

①　提出書類

ア　参加申込書兼誓約書（第１号様式）

イ　提案者概要（第２号様式）

ウ　誓約書（第３号様式）

エ　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式を提出すること。

- 貸借対照表、損益計算書
- 納税証明書（都道府県税）
- 納税証明書（地方消費税）
- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- 過去に取り扱った同種の業務実績が確認できる書類（契約書の写し等）

②　提出期限

令和８年 12 月７日 12 時 00 分　※必着

③　提出方法及び提出先

ＰＤＦファイルを電子メールで「７　問合せ先」へ提出すること。**併せて、参加申請に要する資料を提出した旨を電話で連絡すること。**

⑵　質問票の受付及び回答

①　質問方法

質問票（第４号様式）を電子メールで「７　問合せ先」へ提出すること。**併せて、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。**

②　受付期限

令和８年 12 月７日 12 時 00 分　※必着

③　回答方法

令和８年12月８日までに、大分県のＨＰ（企画提案競技のお知らせと同一ページ内）に順次掲載する。

⑷　企画提案書等の提出

①　提出書類　※別紙１「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

下記アからオまでを合わせて 20 ページ以内とする（任意様式）。

ア　企画提案書

イ　業務工程表

ウ　業務実施体制表

エ　過去に取り扱った同種の業務実績

オ　見積書

② 提出期限

令和８年 12 月 11 日 17 時 00 分　※必着

③ 提出方法及び提出先

ＰＤＦファイルを電子メールで「７　問合せ先」へ提出すること。併せて、企画提案書等を提出した旨を電話で連絡すること。

４　審査について

⑴ 審査方法

① 企画提案書等の審査は、別途定める審査会に諮り、契約候補者を選定する。

② 提出された企画提案書を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、１者につき、持ち時間 20 分（提案説明５分、質疑応答 15 分）とする。

③ プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書のみで行い、資料の差し替え及び追加は認めない。

④ 評価の結果、最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、最高点の提案が複数ある場合又は提案者が１者の場合は、審議により当該者を決定する。

⑵ 審査基準

別紙２「夏季誘客用パンフレット制作委託業務に係る企画提案書等の審査基準表」に基づき審査する。

⑶ 審査結果

提案者へ電子メールで通知する。

５　企画提案競技に係るスケジュール

⑴ 企画提案競技への参加申請期限

令和８年 12 月７日 12 時 00 分

⑵ 質問票の受付期限

令和８年 12 月７日 12 時 00 分

⑶ 質問票の回答

令和８年 12 月８日までに順次

⑷ 企画提案書等の提出期限

令和８年 12 月 11 日 17 時 00 分

⑸ 審査会の実施予定日（場所：大分県庁舎）

令和８年 12 月 17 日

※　正式な日時等については、提案者に対して別途通知する。

６　留意事項

⑴ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。

⑵　参加申請書類に虚偽の記載があった場合は、当該参加申請を無効とする。また、参加資格を満たさない者又は委託候補者の選定までに参加資格を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

⑶　参加資格を満たさない者は、最優秀提案者に選定された場合であっても、契約を締結することができない。この場合、県は、次順位の提案者を委託候補者として選定することができる。

⑷　提案者が３者を超える場合は、事務局において書面による予備審査を実施することがある。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案者に電子メールで通知する。

⑸　審査の経過及び内容に関する問合せには応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

⑹　提案者は、審査の公正性を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

⑺　本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令その他の関係法令並びに大分県会計規則（昭和 49 年大分県規則第 10 号）その他の関係規程に従うこと。

⑻　最優秀提案者に選定された場合であっても、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。契約締結に当たっては、県と協議の上、提案内容を一部変更することがある。

7　問合せ先

〒870－8501　大分県大分市大手町３丁目１番１号

大分県　商工観光労働部　観光局　観光政策課　観光誘致促進班

ＴＥＬ：097－506－2116

電子メール：a14180@pref.oita.lg.jp